

運輸安全委員会が、平成29年3月30日、船舶事故等調査報告書を公表しました！

平成29年3月30日（木）、運輸安全委員会は、船舶事故調査報告書46件及び軽微事案の船舶事故等調査報告書27件（事故25件、インシデント2件）を、ホームページで公表しました。

46件の事故種類別内訳は、（乗組員等の）死傷等17件、船舶間衝突8件、（防波堤等への）単独衝突8件、乗揚6件、浸水2件、火災2件、施設等損傷2件及び転覆1件です。

このうち重大（東京）事案1件 [大分県東方沖で発生した、外国籍コンテナ船と日本漁船との衝突事故]の概要は、別紙のとおりです。

公表された事故調査報告書を基に、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。なお、詳細は、運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-3-1_2016tk0002.pdf

また、軽微事案27件のうち、事故25件の内訳は、船舶間衝突8件、乗揚6件、（岸壁等への）単独衝突3件、死傷等3件、転覆3件、浸水及び施設等損傷各1件であり、インシデント2件の内訳は、運航不能（機関故障）1件、同（燃料不足）1件です。

運輸安全委員会
事故調査報告書

(A)コンテナ船 SINOKOR INCHEON (B)漁船 敏丸 衝突事故

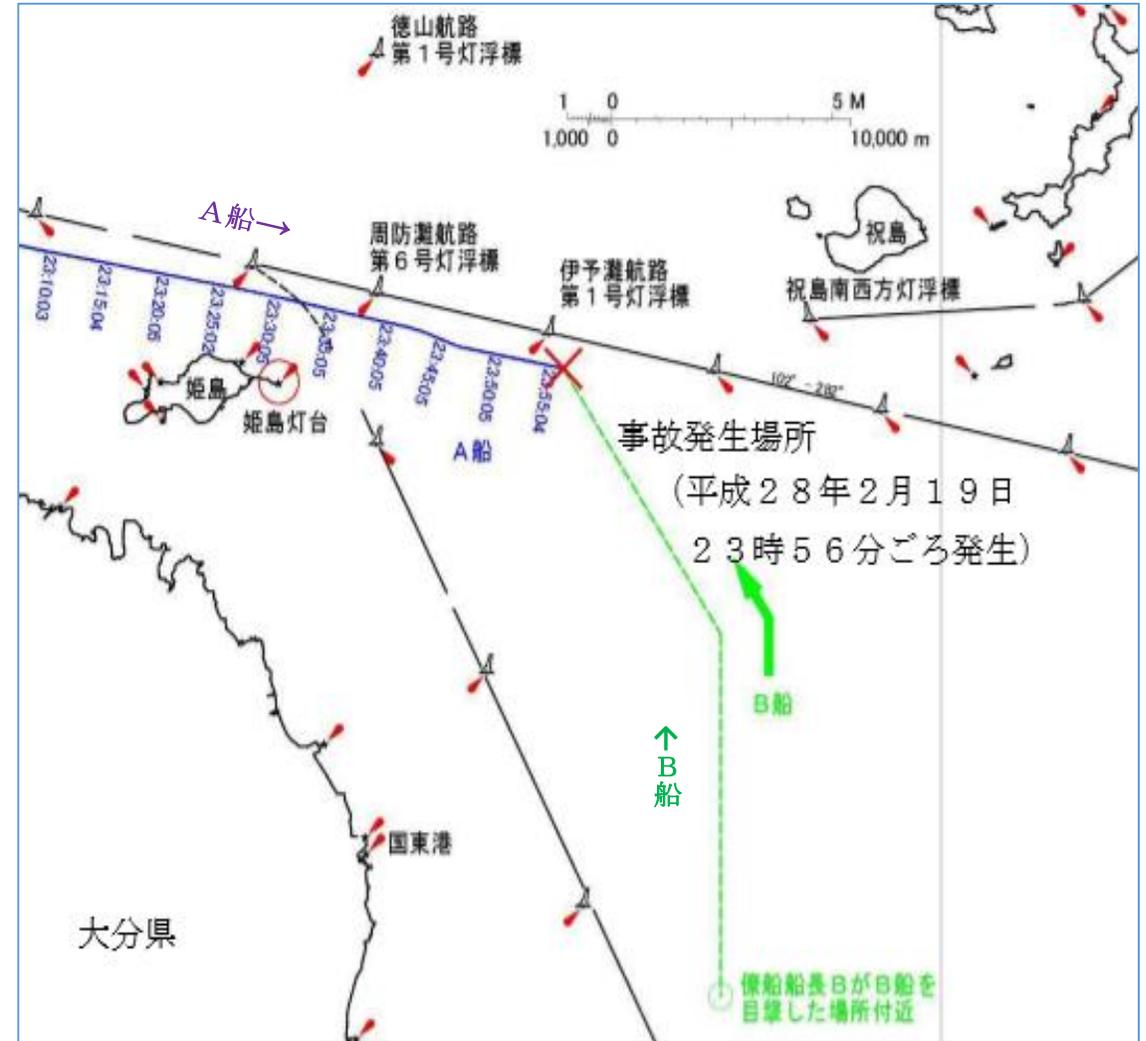
事故概要 夜間、愛媛県三島川之江港に向けて東進中の韓国籍コンテナ船(3,498トン, 17人乗組)と、山口県三田尻中関港に向けて北北西進中の漁船(4.9トン, 1人乗組)とが、大分県姫島東方沖にて衝突し、漁船が転覆して船長が死亡した。

発生日時 平成28年2月19日(金)23:56ころ

発生場所 大分県姫島村姫島東方沖
姫島灯台から087° 6.5海里付近

死 傷 コンテナ船:なし
漁 船:船長が死亡
(転覆した船内で溺水を吸引して窒息死)

損 傷 コンテナ船:球状船首に擦過傷
漁 船:左舷中央部外板に破口及び亀裂を生じ、
転覆して全損



※本事故調査報告書はH29.3.30に公表されました。
詳細は、運輸安全委員会のHPでご確認ください。
(http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acc/2017/MA2017-3-1_2016tk0002.pdf)

運輸安全委員会
事故調査報告書

(A)コンテナ船 SINOKOR INCHEON (B)漁船 敏丸 衝突事故

＜直接原因＞

A船船橋当直者が、B船と衝突するおそれはないと思い、B船に対する見張りを行っていなかった。

B船船長が至近となるまでA船に気付かなかった。

＜間接要因＞

A船船橋当直者がB船と衝突のおそれがないと思ったのは、レーダーの真速度ベクトルを伸ばしたところ、B船の同ベクトルの先端がA船の同ベクトルの先端の後方に達したことによる。

(B船がA船の船尾方を通過するものと思った)

B船船長が至近となるまでA船に気付かなかったのは、疲労が蓄積した状況であることが関与した可能性がある。

その他判明した安全に関する事項

B船船長は、B船が転覆した際に落下したものと考えられるが、早期に捜索が開始されていれば、生存状態で救助された可能性がある。

A船においては、STCW条約における「当直に関する基準」の規定の趣旨に沿った当直でなかったものと考えられる。

☆再発防止策

- ①A船の船舶管理会社は、常時適切な見張りを行うことを含め、STCW条約における「当直に関する基準」の規定を遵守するよう、管理する船舶の乗組員に対する指導を徹底することが望まれる。
- ②事故後、A船当直者が船長に報告し、かつB船の所在確認がなされていれば、より早期に捜索が開始された可能性があることから、A船の船舶管理会社は安全管理マニュアル及び船長指示書を遵守するよう、管理する船舶の乗組員に対する指導を徹底すること、が望まれる。



安全勧告 ⇒ (船舶管理会社)